

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

NO.130

**[共通]** 問1 消防法令上統括防火管理者を選任する必要がある延べ面積が300m<sup>2</sup>の次の防火対象物のうち、消防法令上、その統括防火管理者を乙種防火管理講習の課程を修了した者とすることができるものを1つ選べ。

- (1) 当該防火対象物が複数の診療所からなる場合
- (2) 当該防火対象物が飲食店と事務所からなる複合用途防火対象物である場合
- (3) 当該防火対象物が共同住宅と事務所からなる複合用途防火対象物である場合
- (4) 当該防火対象物が養護老人ホームと事務所からなる複合用途防火対象物である場合

**[消防用設備等]** 問1 次に掲げる防火対象物の部分の面積のうち、消防法令上、スプリンクラー設備の設置の要否にかかる「基準面積」に参入される部分を1つ選べ。ただし、当該部分は一定の防火上の措置が講じられた部分であり、かつ、床面積が1,000m<sup>2</sup>以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500m<sup>2</sup>以上の4階以上10階以下の間に存する部分でないものとする。

- (1) 通信機器室、電子計算機器室、電子顕微鏡室その他これらに類する室
- (2) 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所
- (3) エレベーターの昇降路、リネンシート、パイプダクトその他これらに類する部分
- (4) 手術室、分娩室<sup>べんし</sup>、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室

**[消防用設備等]** 問2 泡消火設備に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 発生した泡の体積を、泡を発生するに要する泡水溶液の体積で除した値を「膨張比」という。
- (2) 膨張比が20以下の泡を「第1種」という。
- (3) 膨張比が80以上1,000未満の泡を「高発泡」という。
- (4) 膨張比が500以上1,000未満の泡を「第3種」という。

**[防火査察]** 問1 消防法（以下「法」という。）に基づく命令等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条第1項に基づき、火災の予防に危険であると認め、防火戸の設置命令を発動し、速やかに当該防火対象物の入口に標識を設置した。
- (2) 法第3条第1項に基づき、みだりに屋外の敷地に存置された危険物の入った一斗缶の除去命令を発動し、一斗缶が存置

されていた敷地の入口に標識を設置した。

- (3) 法第4条第1項に基づき、火災予防のために必要な図面を提出するように資料提出命令を発動したが、当該命令には標識の設置等の公示の義務がないので、当該防火対象物の入口に標識は設置しなかった。
- (4) 法第8条第3項に基づき、防火管理者の選任命令を発動し、当該防火対象物の入口に標識を設置した。

**[防火査察]** 問2 消防法に基づく違反処理等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第4条第1項に基づく資料提出命令は資料としてすでに作成若しくは作成される予定である文書等の提出を求めるものである。
- (2) 警告とは、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、防火対象物の関係者に対し、当該違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令、告発等の法的措置をもって対処することの意思表示である。
- (3) 告発は、告訴権者（犯罪による被害者等）及び違反者（犯人）以外の第三者が、捜査機関（警察又は検察）に対し、違反事実を申告して、処罰を求める意思表示である。
- (4) 刑事訴訟法は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定しており、公務員は犯罪があると思料したときは、必ず告発をしなければならない。

**[危険物]** 問1 次のa～dの対象物のうち、「屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備」及び「スプリンクラー設備」が適応するものはいくつあるか。

- |            |            |
|------------|------------|
| a. 電気設備    | b. 引火性固体   |
| c. 第4類の危険物 | d. 第5類の危険物 |
| (1) 1つ     | (2) 2つ     |
| (3) 3つ     | (4) 4つ     |

**[危険物]** 問2 次のa～dのうち、指定可燃物の品名に含まれるものはいくつあるか。

- |        |           |
|--------|-----------|
| a. 古紙  | b. アスファルト |
| c. 穀物  | d. コークス   |
| (1) 1つ | (2) 2つ    |
| (3) 3つ | (4) 4つ    |

**[救急]****問1 答 (4)**

解説 口頭指導に関する実施基準（平成11年7月6日付消防救第176号）参照。

**問2 答 (4)**

解説 消防機関における救急救命士が行う救急救命処置の事故防止の徹底について（平成30年5月15日付消防庁企画室長事務連絡）参照。

**問3 答 (3)**

解説 救急即報は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付 消防災第267号）の定めるところによるものとする。

**予防技術検定模擬テスト****[共通]****問1 答 (3)**

解説 (1) できない。消防法施行令第4条第1号ロ、同条第2号ロ参照。  
 (2) できない。消防法施行令第4条第1号ロ、同条第2号ロ参照。  
 (3) できる。消防法施行令第4条第1号ロ、同条第2号ハ参照。  
 (4) できない。延べ面積にかかわらず、その統括防火管理者を乙種防火管理講習の課程を修了した者とすることはできない。消防法施行令第4条第1号ロ参照。

**[消防用設備等]****問1 答 (4)**

解説 消防法施行令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロ等に掲げる防火対象物については、延べ面積にかかわらず、原則としてスプリンクラー設備を設置しなければならないが、「基準面積」に応じた一定の構造の区画がある場合には、設置することを要しないとされている（消防法施行規則第12条の2第1号）。この基準面積は消防法施行令第12条第2項第3号の2に規定する床面積の合計をいうとされており、消防法施行規則第13条の5の2第1号で、同規則第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分であるとされている。

- (1) 消防法施行規則第13条第3項第2号に該当。
- (2) 同項第4号に該当。
- (3) 同項第5号に該当。
- (4) 同項第7号に該当し、(4)が正解となる。

**問2 答 (2)**

解説 (1) 正しい。消防法施行規則第18条第1項第1号参照。  
 (2) 誤り。膨張比が20以下の泡は「低発泡」という（同号参照）。「第1種」は膨張比が80以上250未満のものをいう（同項第3号イ(1)の表参照）。  
 (3) 正しい。消防法施行規則第18条第1項第1号参照。  
 (4) 正しい。同項第3号イ(1)の表参照。

**[防火査察]****問1 答 (2)**

解説 消防法第5条第3項により適當。  
 (1) 消防法第3条第1項に基づく命令については、標識等による公示が必要な命令ではないので、不適當。  
 (2) 消防法第4条により適當。  
 (3) 消防法第8条第5項により適當。

**問2 答 (4)**

解説 (1) 立入検査マニュアル及び違反処理マニュアルにより適當。  
 (2) 違反処理マニュアルにより適當。  
 (3) 違反処理マニュアルにより適當。  
 (4) 公務員の告発義務については、当該公務員の職務上正当と考えられる程度の裁量まで禁止するものではないとされており、必ず告発をしなければならないものではないので、不適當。

**[危険物]****問1 答 (2)**

解説 水系の消火設備は、引火性固体及び第5類の危険物に適応するが、電気設備及び第4類の危険物には適応しない。危険物の規制に関する政令別表第5参照。

**問2 答 (3)**

解説 古紙は「ぼろ及び紙くず」、アスファルトは「可燃性固体類」、コークスは「石炭・木炭類」とされているが、穀物は指定可燃物のいずれの品名にも該当しない（危険物の規制に関する政令別表第4参照）。なお、消防法第9条の4では指定可燃物は「わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの」と定義されており、「その他指定可燃物に類する物品」と混同しないよう注意を要する。